

社会福祉法人ウォームハート 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年8月1日～ 令和11年7月31日までの 5年間

2. 内 容

目標1：有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間7日以上とする。

<対策>

- 令和6年 8月～ 4月以降の年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年 9月～ 上半期の取得状況を確認し、計画的な取得に向けて、リーダーミーティング等で検討する
- 令和6年 10月～ 全職員が、リフレッシュ休暇を含め、年間7日以上取得するよう周知
- 令和7年 1月～ 全職員の取得状況を確認し、目標を達成していない職員への声かけを行う